

伊丹市中心市街地空き店舗情報バンク事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の中心市街地に点在する空き店舗の増加を抑制するため、宅地建物取引業者が賃貸借・売買及びその仲介を行う中心市街地内の空き店舗等の情報を一般に公開し、出店希望者に情報発信を行うことで、新規出店を促進し、商業を活発化させることにより、中心市街地全体の活性化を図るため、伊丹市中心市街地空き店舗情報バンク事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 伊丹市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地をいう。
- (2) 空き店舗 事業の用に供することが可能な店舗、事務所及び居宅と兼用する店舗、事務所等で、現に事業の用に供されていないものをいう。
- (3) 空き店舗情報バンク 空き店舗の売却又は賃貸を希望する者からの申込みを受けて登録した当該空き店舗に関する情報を、一般に公開し、特に利用希望者に対し積極的に情報提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き店舗情報バンク事業以外による空き店舗の取引を妨げるものではない。

(登録を行うことができる者)

第4条 空き店舗情報バンクに登録を行うことができる者は、空き店舗を所有し、又は空き店舗の所有者から委託を受けて当該空き店舗の賃貸若しくは売却の媒介を行う権限を有する宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者とする。

2 前項に規定する者が、伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であるときは、空き店舗情報バンクに空き店舗の登録をすることができない。

3 空き店舗の所有者は、伊丹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者であってはならない。

(空き店舗の登録申込み等)

第5条 空き店舗情報バンクに空き店舗に関する情報の登録をしようとする者（以下「申込者」という。）は、伊丹市中心市街地空き店舗情報バンク登録申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、申込者自身が空き店舗を所有している場合には、第6号を提出する必要はない。

- (1) 伊丹市中心市街地空き店舗情報バンク情報（登録・変更）シート（別紙）

- (2) 空き店舗位置を示した地図
- (3) 空き店舗の間取り図（間取りの寸法が分かるもの）
- (4) 空き店舗の写真（空き店舗の外観，内観等）
- (5) 空き店舗の登記事項証明書の写し
- (6) 仲介者用誓約書（様式第2号）※2件目以降の空き店舗の登録申込みでは，添付を省略することができる
- (7) 所有者用誓約書（様式第3号）

2 市長は，前項の規定による登録の申込みがあったときは，その内容を確認し，当該空き店舗が次の各号の全てに該当するときには，空き店舗情報バンクに登録するものとする。

- (1) 中心市街地内の空き店舗であること。
- (2) 申込者が当該空き店舗について賃貸・売却の権限を有していること。又は，申込者が当該空き店舗について賃貸・売却を代理若しくは仲介する権限を有していること。
- (3) 現に競売に付されていない空き店舗であること。

3 市長は，前項の規定による申請を受付けたときは，原則，申請受付後14開庁日以内に空き店舗バンクに登録し，その情報を市のホームページに掲載するものとする。

4 市長は，第1項の規定による登録をしていない空き店舗で，空き店舗情報バンクによる登録が適当と認めるものは，当該所有者等に対して空き店舗情報バンクによる登録を勧めることができる。

（空き店舗に係る登録事項の変更等の届出）

第6条 前条第2項の規定により登録を受けた申込者（以下「登録者」という。）は，当該登録内容に変更があったとき又は空き店舗に係る所有権その他の権利の異動により登録を削除する必要があるときは，速やかに伊丹市中心市街地空き店舗情報バンク登録内容変更等届出書（様式第4号）に伊丹市中心市街地空き店舗情報バンク情報（登録・変更）シート（別紙）及び変更に関係するその他の書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の規定による登録事項の変更の届出があったときは，その内容を確認し，登録した空き店舗情報バンクの情報を変更するものとする。また，市のホームページへの掲載内容の変更は，変更内容の申請受付後，14開庁日以内に行うものとする。

（空き店舗情報バンクの登録の取消し）

第7条 市長は，登録情報が次の各号のいずれかに該当するときは，空き店舗情報バンクに登録した内容を削除するとともに，市ホームページからも削除するものとする。ただし，この場合において，第4号に該当することにより登録を削除された者については，改めて登録申込みを行うことにより，再登録することができる。

- (1) 第4条第2項又は第3項に規定する場合に該当すると認められるとき。
- (2) 登録された空き店舗が第5条第2項の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 次条の規定により，登録から2年を経過したとき。

(登録期間及び更新)

第8条 空き店舗情報バンクへの空き店舗の登録期間は、登録の日から起算して2年とする。

2 登録者が更新を希望するときは、登録期間が満了する1月前までに市長に申し出なければならない。

3 登録者から更新の申し出があった場合、登録期間満了の日から起算して2年間、登録期間を更新するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第9条 市長は、空き店舗の情報提供のみを行い、空き店舗の仲介、あっ旋、登録者と利用希望者との空き店舗に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月25日から施行する。